

令和5年3月中川村議会定例会議事日程（第4号）

令和5年3月22日（水） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 16号 令和5年度中川村一般会計予算
日程第 2 議案第 17号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
日程第 3 議案第 18号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第 19号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 5 議案第 20号 令和5年度中川村水道事業会計予算
日程第 6 議案第 21号 令和5年度中川村下水道事業会計予算
日程第 7 陳情第 1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書
日程第 8 発議第 1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
日程第 9 発議第 2号 中川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 10 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片 桐 邦 俊
2番 松 村 利 宏
3番 中 塚 礼次郎
4番 長 尾 和 則
5番 桂 川 雅 信
6番 山 崎 啓 造
7番 島 崎 敏 一
8番 大 島 歩
9番 大 原 孝 芳
10番 松 澤 文 昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|---------|---------------|---------|
| 村長 | 宮 下 健 彦 | 副村長 | 富 永 和 夫 |
| 教育長 | 片 桐 俊 男 | 総務課長
会計管理者 | 松 村 恵 介 |
| 地域政策課長 | 眞 島 俊 | 住民税務課長 | 小 林 郁 子 |
| 保健福祉課長 | 水 野 恭 子 | 産業振興課長 | 宮 崎 朋 実 |
| 建設環境課長 | 松 澤 広 志 | リニア対策室長 | 小 林 好 彦 |
| 教育次長 | 上 山 公 丘 | 代表監査委員 | 岡 田 俊 彦 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 松 澤 清 隆
書 記 座光寺 てるこ

令和5年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和5年3月22日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第16号 令和5年度中川村一般会計予算

日程第2 議案第17号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第3 議案第18号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第4 議案第19号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第20号 令和5年度中川村水道事業会計予算

日程第6 議案第21号 令和5年度中川村下水道事業会計予算

以上の6議案を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案は、去る2月28日の本会議において予算特別委員会に付託してあります。

予算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○予算特別委員長 (松村 利宏) 2月28日の議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第16号 令和5年度中川村一般会計予算について、3月10日13日14日の3日間にわたり役場第1・第2委員会室において員全員出席の下、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論は次のとおりです。

地域政策課財政係。

「ふるさと応援基金の組み立て方について意見が出たか」という問いに対し「寄附金は通常入ってくるものとして使われるようになると、それが急に何らかの要因で落ちた場合に予算の組立てが難しくなる。中川村は一旦基金として積み立てて、その中で基金の目的に沿うような事業に対して取り崩して充当するという形を取っている。充当する事業については精査していく」。

むらづくり係。

「チョイソコを利用している人が増えており、2回断られている。4月から昼間の巡回バスがなくなるということで、2台で回る見通しがあるのか」という問いに対して「時間帯によってはかなり厳しい状況かなと思っている。特に高校生の利用が増えているので、住民の足を確保するといったところも非常に重要になってくる。当面は2台体制で進めていくが、実績がこちらへ蓄積できたタイミングで検討していく。車両も含めて、人員の体制は様子を見て検討せざるを得ないのかなあというふうに思っている」という回答です。

総務課総務係。

「公用車をリースにするのか購入するのか、基本的な考え方はあるのか」という問いに対して「リースについては、例えば地域おこし協力隊や多面的機能支払交付金で国費等の対象になるもの、補助とか交付金がないものについては買取りにしている」という回答。

広報情報係。

「広報費、情報発信全般に関わる広報モニターの設置があるが、具体的にどこのモニターのことか」という問いに対し「村内の在住者にモニターの公募をかける。情報発信全般に関わる方法モニターということなので、広報紙、ホームページの定期的なアンケートを実施して、感想、改善点を収集して再構築、情報発信の在り方について検討する」という回答でした。

危機管理係。

「ニュースの中で学校への不審者の侵入が話題になっているが、防犯カメラのリースを増やすことを検討したことがあるか」という問いに対し「現在、学校周辺には全てカメラを設置してあるので、学校への侵入対策はできている。通学路の近隣に家がないところを通して通学される児童生徒もたくさんいるので、各地区の方にも促しながら、学校とも連携して防犯カメラ増設の希望があれば取りまとめたい」という回答。

「保育園や学校には設置済みということだが、幾つ設置されているのか」という問いに対して「それぞれ1か所」という回答。

学校は1か所だけだと不備だと思うので、必要な部分があれば防犯カメラを入れていくようにしてもらいたいという要望がありました。

リニア対策室。

「去年、小和田地区で刈り取った後、埋め土の実験をしたが、結果はどこかに出しているのか」という問いに対し「小和田地区の実行委員会にデータを示している」という回答。

建設環境課建設係。

「三共の寺坂橋は8年前に河川の水があふれ凍結して死亡事故があったが、改修されたのか」という問いに対し「今のところはすごく危ないというところは見受けられない。令和3年度、寺坂橋の点検に入った際にさび汁や水が出てきている状況が見受けられたので、今回、そういったクラック補修と併せて水抜き処理を考えている」という回答。

環境・水道係。

「今回、新規で地下水検査費補助金を入れてもらい、とてもいいことだと思うが、9万2,000円というのは件数で何件ぐらいか」という問いに対し「おおむね30件程度」。

井戸水検査は毎年広報に出ているが、補助金が出ることを通知してもらいたいという要望がありました。

産業振興課農政係。

「収入保険加入者の内訳は」という問いに対し「収入保険の加入者は27、令和5年度計画数は45で、補助金を250万円にしている」という回答。

耕地林務係。

竹処理の竹チップパーと無煙炭化器の導入があり、非常にいいことと思う。竹チップパーと無煙炭化器を団体、個人にどのように貸し出すのか。貸し出す場合は、取扱い、安全管理のデモ、講習会などを行うのか。竹林整備補助100万円の根拠は」という問いに対して「竹チップパーと無煙炭化器の貸出要領はこれから検討する。デモや説明会などをしてしっかり指導した上で使っていく。チップパーについては個人の方からも貸してほしいという要望も多いので、団体ではなく、個人の方にも貸し出していく。竹林整備費100万円は10a10万円で10か所。事業自体が今年度から始まったので、知らない方もたくさんいると思うので、周知をして進めていく」という回答でした。

商工観光係。

「拡充ということで説明のあった商工振興事業補助金100万円はどのような内容か」という問いに対して「予算上の段階で細かい事業内容まで精査していない。予算の範囲で募集はしていくので、必要に応じて6月9月の補正予算で増額を考えている」という回答。

「農業観光流事業の集落支援員4名の事業内容と拠点は」という問いに対して「シェアオフィスを拠点にして集落対策に関わる人が1人、農業観光交流センターを拠点にする3人は、つくっちゃオの加工施設の担当1名、農産物の物流という面で集落対策に関わってもらう人が1人、棚田を生かして集落対策につなげるような活動をしてもらう人が1人」という回答。

保健福祉課社会福祉係。

「家庭で療育が一時的に困難な方となっているが、どういう人が対象か」という問いに対して「一時保育事業の対象は、家庭で療育が困難だけではなく、保護者が急病、新型コロナと一緒にいられないような場合など、短期で改善が見込まれるときにこのサービスを使うようになっている。災害の危険があるときにも使えるようにしている」という回答。

高齢者福祉係。質疑、討論はありませんでした。

保健医療係。

「子育て支援は新規、拡充により前向きな取組であり、村民に周知することが大事、広報の仕方はどうか」という問いに対し「ゼロから2歳のところはかなり拡充した。伴走型支援を国からも言われているので、まず妊娠の届出時に保健師なり助産師が面談し、妊娠、出産、子育てまでトータルで説明する。幾つかプランをつくっているの、その都度、保健師や助産師と該当する方、ピンポイントで話をしながら支援を活用できるようにしていく。これから妊娠して出産する方は事業を知らないの、広報に力を入れていきたい」という回答。

保育所。

「新規での紙おむつの回収が盛り込まれた。この事業を採用した経緯は。保育所の

仕事量が増加するのでは」という問いに対して「おむつの回収は、感染対策も含めてきちんと処理をしたほうがいいという意見、保護者のアンケート結果から回収の意見が多かったので採用した。真空にする機械の運用は、今までも新聞紙にくるんだりする手間もあったので、保育士の仕事量が増加することはない」という回答でした。

教育委員会総務学校係。

「教育委員会は部活動で指導者が子どもを見守るような体制を考えているか」という問いに対して「非常に難しい質問だと思っている。今の段階でそのような見守りができているかという、必ずしも100%そういった体制にはない。部活動は学校の活動と位置づけられてきたが、これからは社会教育という部分が大きなウエートを占めてくると思っている。中川中も兼職兼務で部活動をお願いしているが、基本的には先生は入ってこないと考えている」という回答でした。

社会教育係。

「図書館事業に県共同電子図書館利用負担金があるが、電子図書館のメリット、住民への説明についてどのように考えているか」、「電子図書館は県と市町村が主導してやっており、スマホとかパソコンで自由に電子的な図書を借りられるという仕組みになっている。メリットは24時間利用できること、読みたい本の検索が早いことがある。利用率が伸びていないのが課題なので、利用率を増やすことを検討している」という回答。

給食センター。

「給食の非常食は今年初めてということか」の問いに対して「これまでは備蓄するようものはなかった。給食運営委員会の中で災害時について言及があり、災害時などは給食が作れないなどの不測の事態が予想されるため、常温でも提供可能なレトルトを小中学校の先生方も含めて2日分確保した。備蓄については、給食の中で提供して、万が一のときはこういう食材を提供することもあるという防災学習みたいな面でも活用していく」。

会計室。

OCRの更新業務は、最近面白い機器がいっぱい出てきているが、住民が使うのか」という問いに対して「業務用である」という回答でした。

議会事務局。

「議会図書館の書籍を購入したいときはどこからお金が出るのか」という問いに対して「議会費の需用費の消耗品費の予算、事務費も含めて9万5,000円」という回答でした。

住民税務課住民係。

児童福祉係の児童手当は社会福祉業務だから保健福祉課の児童福祉費に移すことも考えられると思う。住民係のほうでやっているのは、住民基本台帳をいじっているからこちらでやっているのか」という問いに対して「令和2年度の機構改革の際に窓口の職員が3人であったことも踏まえ、児童手当の事務を窓口でやったらどうかという村の方針で行っている」という回答でした。

税務係。

10月からインボイス導入になるが、関わりは税務係としてはどうか」という問いに対して「消費税のことなので村の税務係としては直接関わっていない。ただ、相談には来るので、今の情勢だとか周りの状況を伝えることはある」という回答でした。

土地調査係。質疑、討論はありませんでした。

令和5年度中川村一般会計予算について特別委員会の報告は以上であります。

慎重な御審議をお願いいたします。

続いて、2月28日の議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第17号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計予算について、3月13日、役場第1・第2委員会室において委員全員の出席の下、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

慎重な御審議をお願いいたします。

続いて、2月28日の議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第18号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計予算について、3月13日、役場第1・第2委員会室において委員全員の出席の下、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論は次のとおりです。

「パソコンの更新3台29万4,000円だが、役場で購入するパソコンは高い。これは役場で購入するのと全く同じような内容か」という質問に「パソコンは役場の通常の職員が使うパソコンとは別のパソコン。ケアマネがそれ専用にするシステムを使うので安い」。

慎重な御審議をお願いいたします。

続いて、2月28日の議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第19号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計予算について、3月13日、役場第1・第2委員会室において委員全員の出席の下、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

慎重な御審議をお願いいたします。

続いて、2月28日の議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第20号 令和5年度中川村水道事業会計予算について、3月10日、役場第1・第2委員会室において委員全員の出席の下、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

審査の結果は次のとおりです。

「飯島の揚水場を見たが、何年もたたないうちにお金をかけるという話があった。中川村への負担はあるのか」という問いに対して「今回の契約では、そういった話になっていない。ただ、単価契約をしており、相談することになっている」という回答でした。

慎重な御審議をお願いいたします。

続いて、2月28日の議会本会議において予算特別委員会に付託されました議案第21号 令和5年度中川村下水道事業会計予算について、3月10日、役場第1・第2委員会室において委員全員出席の下、担当課長・係長に説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。

「統合するよりも、やめることも考えて取り組まないと、いつまでも赤字を引っ張る。施設を持っている企業経営としてはよろしくないと思うが、どうか」という問いに対して「どこかで勇気を持ってやらなければならないと認識を持って仕事をしたい」という回答でした。

慎重な御審議、よろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

○3 番 (中塚礼次郎) 令和5年度予算について賛成の立場で討論を行いたいというふうに思います。

令和5年度予算は、第6次総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略、過疎地域持続的発展計画など、長期計画を基本に、子育て家庭応援を合い言葉に、より切れ目のない体制を整える各関連事業が盛り込まれ、子育て支援では、新規7事業、拡充4事業、継続3事業など、妊産婦やゼロ歳から18歳までの子育て応援施策の拡充を重視し、子育てしやすい村、住み続けたい村となることを目指すものとなっています。

また、カーボンニュートラルへの取組や天竜川流域治水事業、小和田地籍の土地改良整備事業、鳳来沢川護岸周辺整備事業などに加え、歴史民俗資料館等施設整備事業や新たな学校づくりの基本計画作成など、大型事業に向け各分野で進めることを基本とした編成とされていることを確認いたしました。

確実な計画実践と村民要望に向け一丸となった取組を引き続き期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○2 番 (松村 利宏) 賛成の立場で討論します。

令和5年度予算は、第6次総合計画に示された10年後の村の姿をそれぞれの分野で着実に進めることを基本とし、子育て家庭を全力で支援する、将来も安心して耕作が続けられる地域をつくる、安全で安心な地域づくりに大きく貢献する、2050カーボンニュートラルに向けて地球温暖化対策行動計画区域計画を策定する、小中学校の在り方を具体的に進めるとともに地域の在り方を議論する、この5項目を重視して予算を編成しており、重視している事項は、住民の目線で分析し、きめ細かに予算を配分しており、行政の労を多といたします。

しかしながら、中川村の最大の問題点は、雇用がなく、選択肢がないことです。子ども・子育て支援のみを行っても、村に雇用がなくては急速な人口減少を止めることができません。また、持続可能な政策にもなりません。このため、前期計画で示している「いつまでも働き続けられる活気あふれる“なかがわ”」を実現するための事業を実践することが極めて重要です。

私は、令和2年度中川村一般会計予算では、これから5年間は中川村が「いつまでも働き続けられる活気あふれる“なかがわ”」「生活基盤が整い快適で暮らしやすい“なかがわ”」を実現するため重要な時期になり、総合的・長期的視点に立った土地利用計画は、村内で新たな雇用を確保するため、企業誘致、起業、創業、地域住民の暮らしのための機転づくり等のため、令和2年度に検討を開始し、早急に計画を作成しなければならぬと指摘しました。

令和3年度予算において村の産業の現状、消費経済の流れを分析、これからの産業、経済の流れを分析し、これからの産業育成のポイント、効果的な村の施策方向を考える基盤調査、地域経済循環分析調査を行っており、令和4年度に地域経済循環分析調査報告を基に農業、商工業、観光・宿泊業と関連する地域の在り方を総合的に捉え地域活性化計画の策定に取り組むとしています。

2月28日、土地利用計画は令和5年度予算案と村政運営の基本方針に示されていない、どのように考えているかとの私の質疑に対する村長の回答は、学校の在り方検討、公共施設の在り方、公有地、遊休地など、私有地の土地利用に合わせて農業振興地域の状況を加味して検討するでした。

総合的・長期的視点に立った土地利用計画が令和5年にできなければ、第6次総合計画最終年度の令和6年度に村内で新たな雇用を確保するための企業誘致、起業、創業、地域住民の暮らしのための拠点づくりを行わないということになります。

総合的・長期的視点に立った土地利用計画を令和5年度に作成することを要望して、討論とします。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

○5 番 (桂川 雅信) 私は予算案6議案に賛成する立場で意見を申し述べます。

まず、子育て家庭への支援について、国の施策である伴走型支援を村としてさらに手厚く拡充したことを評価したいと思います。

また、今回は高校生、中学生に対して交通費の上限額を5万円に引き上げたことや、

新たに就学費用として1学年に10万円、2年・3年学年時にそれぞれ5万円が補助されることになり、保護者負担の軽減が図られることになりました。これまでの就学支援は主に義務教育に集中しておりましたが、高校生への就学支援が前進したことは、保護者の負担軽減だけでなく、誰もが高等教育を受ける権利を保障する上で重要な前進であったと考えます。

本来は国が子どもと国の将来を保障するという意味で大学卒業までの教育を無償化するべきですが、現実にはそうならない以上、地方自治体ができるところからスタートする意義は大きいものと考えます。

第2に、地球温暖化対策行動計画事務事業編の見直しと区域施策編策定の予算が提案されたことです。

中川村では既に事務事業編が作成されていましたが、村民から見ると、国や県が2050年までにゼロカーボンの目標を表明しているのに、村は村民に対して行動提起を何もできない状況が続いておりました。このような状況を一刻も早く解消して、村を挙げて地球温暖化に立ち向かう姿勢を明確にすべきであると考えます。

大切なことは、計画策定がゴールではなくスタートであるという点でありますので、素早い実施施策への移行を求めたいと考えます。

第3に、井戸水検査費用の補助金が僅かですが計上された点を評価します。

私はこれまでに何度も地下水は地域の公共財であることを述べてきましたし、井戸水検査は村内の地下水の状況を把握する上で重要なモニタリングポストの役割を果たしていると申し上げてきました。

井戸水検査の補助金は中川村の地下水が村民の共有財産であることを明確に認識することから始まるものであって、単に井戸水利用者の個人的な飲料水質を計測することが目的ではないことを明確にする必要があると思います。公共財産としての地下水の状況を監視し保全する役割は、行政と村民が共同で実施すべき課題であるという認識を大切にしていきたいと思います。

最後に意見ですが、議会から村長に提出された中川村の若者・子育て施策の普及促進に関する提言を生かす意味でも、次年度予算の執行では特に留意をしていただきたいと考えます。

さきに述べた子育て支援策の中でも、例えば高校生への就学支援などは地方の町村自治体では出色の政策であるはずで、既に実施されている高校卒業までの医療費窓口無料化が全県的にも先駆けとなっていたことも含めて、効果的な情報提供ができるように工夫すべきと考えます。

本年度予算にはホームページ再構築検討委員会の予算が計上されており、ホームページの改善がさらに推進されるものと期待していますが、都市住民の若者から見たときに中川村のホームページにたどり着くこと自体が難しいことなのだとことを理解していただきたいと思います。再構築検討委員会では、ホームページの内容だけではなく、特に若い皆さんのホームページへのアクセス機会の向上についても徹底した議論を期待したいと考えます。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議 長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第 16 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 17 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 18 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 19 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 20 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって議案第 20 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 21 号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長 全員起立です。したがって議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7 陳情第 1 号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

○総務経済委員長 総務経済委員長から審査結果の報告を求めます。

（松村 利宏） 去る 2 月 28 日、議会本会議において総務経済委員会に付託されました陳情第 1 号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書、3 月 3 日、役場第 1 委員会室において委員全員の出席の下、慎重に審査を行いました。

陳情の趣旨は次のとおりです。

第 8 波における新型コロナウイルス感染拡大と気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が住民の生活を圧迫し、特に最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど、弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。

また、価格転嫁ができずに苦しむ中小零細企業の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復を進めるためには、GDP の 6 割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は地域別であることが海外と比べても上がらない原因となっています。地域別制度は、最低賃金額が低い地域では非常に低いままとなり、賃上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出や労働力の流出を止めることもできません。

政府として相応の財政捻出をする決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律にするとともに、最低賃金を引き上げるためには国による抜本的な中小零細企業、農林水産業支援の強化が必要です。

審査の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は次のとおりです。

質疑はありませんでした。

討論。

まず反対意見。

見かけ上の名目的な最低賃金は、日本全国を見た場合、陳情書にあるとおり地域間格差は大きいですが、不動産価格や家賃等の生計費の違いを補正した実質的な最低賃金は、近年、地域間格差が縮まってきているとの研究報告がある。その状況で名目最低賃金が低い地域を一律の最低賃金とすると、その地域の企業が疲弊する。地域経済が疲弊すれば元も子もない。

それから 2 つ目ですが、最低賃金を実質的に高いほど企業の利益率が低くなり、また最低賃金の企業収益の負の影響は平均賃金水準の低い企業において顕著との報告もある、地方における中小企業の平均賃金水準は決して高いレベルではないため、慎重に検討すべきである。

賛成意見。

大切なことは、日本の将来を考えたときどこに住んでも同じ水準の賃金や価値観をつくっていくことである。その意味で、今回の陳情書の考えは大切である。現況、今すぐ一律化できないということではなく、将来を見据えた政策を実施していくことは肝要ではないか。

次、賃金と生産性の関係は相関関係にあり、賃金が上がれば生産性が上がる、日本は、現在、少子高齢化、人口減少の時代に入っており、社会保障等の各種負担を捻出していくためには、さらなる生産性の向上が必要である、その意味で最低賃金を一律化した生産性の向上を図ることは大切である。

次、都会のほうが賃金は高いため、地方の若者が都会に流れる原因となっている、賃金が全国一律の方向になれば、逆に都会から地方に人口が流れる要因になるのではないか。

次、どんな政策でも実施に当たっては負の面がある、大切なことは、その負の面に対して政府が手当てをしていくことが前提であると考ええる。

以上、慎重な御審議をお願いいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

○4 番 (長尾 和則) 私はこの陳情につきまして反対の立場で討論をいたします。

確かに賃金の底上げを図るために最低賃金を引き上げるという考え方は必要であると考えます。

ただし、今回の陳情にある全国一律の最低賃金とするという趣旨に反対するものです。

なぜ反対するか。結論を先に申し上げますと、我々の住む地方、その地方の衰退を招く可能性があるからです。

現在の最低賃金は都市部に比較して地方が低いことは事実ですので、直感的には最低賃金の全国一律かを望まれることは分かります。

しかし、経済の世界は複雑ですので、直観に頼っていると、結果的には自分自身が、自分の住む地域の生活基盤が不利益を被る可能性があります。

なぜ地方の衰退を招く可能性があるのか説明させていただきます。

ポイントは均衡賃金です。均衡とは、2つのもののつり合いが取れていることをいいます。均衡を保つとか、均衡が破れるというときに使う均衡です。

経済学の教科書には、価格は需要と供給が一致するところに決まると書いてあります。その価格を均衡価格と呼ぶわけですが、賃金に置き換えれば、雇主、雇主的考える賃金と、労働者、労働者の求める賃金が一致するといった形になるわけです。

注意しなければいけない点は、都会の均衡賃金と地方の均衡賃金に差がある点です。

よく大都市は生活費が高いと、一方、地方は生活費が安いと言われます。近年、物価水準の地域差は縮小傾向にありますが、それでも現実には地域差はあります。

昨年の令和4年6月10日に発表された総務省の令和3年小売物価統計調査の結果によれば、全国平均を100とする平均消費者物価地域差指数は、東京が104.5であるのに対して、長野県は97.4で、東京都と7.1ポイントの差があります。

ちなみに、長野県は47都道府県のうち42番目であり、消費者物価は全国で6番目に安い統計値となっております。

一番安い県である宮崎県の指数は96.2で、東京都と8.3ポイントの差になります。

現実には都会と地方では生活費が異なるわけですから、おのずと均衡賃金も地域によって異なってきます。

陳情にあります日本の最低賃金が地域別であることの要因は、まさしく均衡賃金が地域によって異なることに起因するわけです。

平たく言いますと、大都市では生活費が高いので高い時給を払わないと働きたい人が集まらない、また大都市では効率的に稼げるので高い時給を払っても雇いたい企業が多い、つまり均衡賃金が高くなる。

一方、地方は生活費が安いし、地元を離れて大都市に行くのは嫌だと考えている人も多い、そのため安い時給でも働きたい労働者が多い、また効率的に稼ぐことが難しいので高い時給を払ってまでも人を雇いたい企業はあまりない、したがって均衡賃金は安くなると言えるかと思えます。

先ほど言いましたように経済の世界は複雑ですので、今申し上げたことが単純に正しいかというところ、ちゅうちょするところもありますが、私の肌感覚ではほぼフィットする感じがいたします。

さて、都会と地方で均衡賃金が異なる状況で陳情にうたわれている最低賃金の一律化が実現すると何が起きるのでしょうか。

地方の最低賃金が上がって地方の均衡賃金を上回るとしたら、地方において失業が発生します。労働の需要と供給では、労働の需要側である雇主、雇主的考える賃金より、労働の供給者である労働者、労働者の賃金が高くなるわけですから、事業を営む雇主的の方にダメージが大きくなり、ひいては事業継続が困難になり事業をたたむ、すると、そこで働く労働者が失業するという流れです。

景気後退による失業であれば、故郷を離れたくないから景気が回復して仕事が見つかるのを待つという人もいるでしょうし、しばらくは大都市に稼ぎに行つて景気が回復したらふるさとに帰るといった人もいるでしょう。

しかし、最低賃金が上がってしまうと、ふるさとでの仕事は減ったまま戻らないことになってしまいます。

一方で、大都市、とりわけ東京では均衡賃金よりも最低賃金が低くなりますので、労働者不足が解消せず、瞬間的には事態が悪化するかもしれません。

しかし、地方での仕事探しを諦めた労働者が大量に大都市に移り住めば、時間とと

もに労働者不足は緩和されていくことが予測できます。

つまり、陳情の案件は、大都市への一極集中化が進み、地方の衰退を招く可能性があると考えます。

陳情の中に最低賃金を全国一律化とするために政府による財政出動を求める記載がありますが、政府は既に、最低賃金の全国加重平均を 2022 年の 961 円から 1,000 円に引き上げるため、中小企業や小規模事業者に対し業務改善助成金等の支援策を実施しております。

また、最低賃金の地域間格差の是正に向けた取組について最低賃金審議会で議論中であり、国による支援は既に検討・実施中であることも併せ考えなくてはいけないと私は考えます。

最後になりますが、ことわざの中に「角を矯めて牛を殺す」というものがあります。意味は、曲がった牛の角を真っすぐにするためにたたいたり引っ張ったりすると牛は弱って死んでしまうことから、僅かな欠点を直そうとして、かえって全体を駄目にしてしまうことをいいます。

地方経済、また地方そのものをことわざの牛に例えるなら、大局的な見地で、俯瞰的な目線で、角の曲がり、すなわち最低賃金を含めた経済政策を直していかないと、子や孫に大切な牛を引き渡すことができなくなってしまうと考えます。

労働者の目線は極めて大切ですが、雇主、事業経営者の目線も併せて考えていかないと地域経済の活性化につながりません。

私どもの住む中川村、そして伊那谷の地域経済を守るため、その地域に応じた最低賃金の引上げとすることを強く求めて、私の反対意見といたします。

○議 長
○1 番

次に原案の賛成者の発言を許します。

(片桐 邦俊) 私はこの陳情について賛成の立場で討論いたします。

一昨年も同様の陳情があり、私は趣旨採択に賛成いたしました。それは、意見書には3つの要請項目があり、そのうちの1つの項目であった最低賃金 1,500 円を目指すということは、全国で一番低い最低賃金の倍近くと差が大きく、私は、まずは全都道府県一律 1,000 円以上の実現を目指すべきとの立場から、他の項目には賛同するものの、趣旨採択に賛成いたしました。

今のその考えは変わりませんが、今回は具体的な最低賃金は明記されておらず、最低賃金法の全国一律制度への改正と中小企業等への支援策の拡充、強化という2点の早期実現を求めるものであり、このことは私も賛同するものです。

最低賃金の全国一律化についてですが、最低賃金の決定基準は生計費、賃金相場、企業の支払い能力の3つとされています。

特に全国の生計費については、都市部と地方部でほとんど差がないことが明らかになってきています。その内容は、地方では都市部に比べて確かに住居関係費等は低いわけでありませけれども、公共交通機関の利用が制限されるため生活には車が必需品となっており、雑費の交通・通信費は高くなるため、生計費の差はないというものです。

また、現行の最低賃金の最高額は東京で 1,072 円、最低額の県は 853 円という状況であり、その差は 219 円となっています。ここまで地域による最低賃金の金額に大きな差が生じている以上、その是正に当たっては一定の期間をかける必要があると同時に、最低賃金引上げにより大きな影響を受ける特に地方の中小企業雇用者への国の支援も不可欠と考えます。

国も既に業務改善助成金など最低賃金引上げに伴う支援策を用意されていますが、生産性向上のための機械設備や人材育成、教育、訓練などの設備投資の実施が条件とされており、利用者はまだまだ多くないというように聞いております。

最低賃金の決定基準である企業の支払い能力向上のためには、利用しやすい支援策、例えば社会保険料の支払いに対する直接助成などというようなお話もありますけれども、こういった利用しやすい支援策への見直しとさらなる強化が必要と考えます。

地方において生産年齢人口の流出を防ぎ、企業の人材を確保し、地方経済を活性化させるためにも最低賃金の地域間格差是正が必要で、このことは既に全国知事会でも解消を求めています。

国は、地方創生を掲げている以上、都市部と地方の格差の是正に十分な配慮が必要です。

以上により、私はこの陳情に賛成いたします。

○議 長

次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

ほかに討論はありませんか。

○3 番

(中塚礼次郎) 私は賛成の立場で討論いたします。

新型コロナの3年余にも及ぶ感染拡大で痛切に感じたのは、格差社会の拡大です。最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約、非正規雇用、フリーランスなど弱い立場で働かざるを得ない労働者にとっては深刻な問題となっています。

また、賃金の地域間格差も広がっており、賃金の底上げと地域格差をなくすことが必要だというふうに思います。

そのために、全国一律制度への改正と最低賃金の引上げの中でも中小企業や農林水産業の経営が継続できるように政府による支援策の拡充、強化を強く求めて、賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論はありませんか。

○5 番

(桂川 雅信) 私はこの陳情に賛成して意見を述べます。

この陳情の主眼点は2点で、第1に全国一律の金額に最低賃金を引き上げること、第2に上記に合わせて中小企業と農林水産業への支援策を抜本的に拡充、強化することです。

さて、皆さんは、日本の賃金は、1990年代半ば頃まで、当時では世界トップクラスだったことを御存じでしょうか。

ところが、その後、今日に至るまで名目賃金はほとんど上昇せず、物価上昇分を差し引いた実質賃金は、1997年を100として、2016年には89.7に低下しており、G7

の中でも賃金が断トツに低く、OECD加盟国の中で唯一、実質賃金が下がるという異常事態が20年以上も継続してしまっているのです。

この異常な事態の原因は何かそれは、最低賃金が地域別に固定されて大都市と地方との格差を温存しているため、低賃金構造がいつまでも残されているということにあります。しかも、最低賃金水準が異常なほど低い状態になっているということでもあります。

日本は地域経済を加味して地域別に最低賃金審議会で決定するという国際的にも類を見ない仕組みを採用しています。すなわち、中央最低賃金審議会の示す目安額の決定が実際には地域における賃金決定システムに多大な影響を与え、そのことによって最低賃金決定における労使間交渉の余地を狭めているとすることができます。

最低賃金は人たるに値する生活を保障するために国家的システムとして労使間に介入しているわけですから、国家的な機能としても全国一律最低賃金に早期に転換されるべきであります。

2020年3月議会に同様の陳情が提出された際、私は、時間給の最低賃金1,500円の目標値は科学的調査に基づき算出されたものであることと同時に、中央最低賃金審議会の目標額設定そのものが根拠不明の標準生計費を基にして算出されていることを示しました。賃金の高低ではなく、生活費の問題であります。生活費については、感覚的な問題ではなく、データとして示されたものです。

また、最低賃金の引上げと同時に中小企業や農林水産業への支援を強化すべきであること、特に中小企業や農林水産業の価格転嫁を支援する制度の構築や社会保険料の雇用主負担の減免を制度化することなどにも触れました。

日本の企業数の99.7%、労働者の約7割が働く中小企業が活性化しなければ、日本の経済の再生はできません。それには日本の中小企業支援策はあまりにも貧弱です。中小企業労働者の賃金が向上すれば消費も向上します。税収も増え、社会保険料の納付も増え、社会保障が拡充できます。

このための原資は約8兆円と見積もられていますが、その財源はどこにあるのか。それは、パンデミックの下で莫大な収益を上げた、上げ続けた大企業の500兆円以上の内部留保を吐き出させるしかありません。これまではこの主張をすると企業の国際競争力を阻害するといった意見がありましたが、企業の国際競争力はこれとは関係なく20年以上低下し続けているのに、内部留保だけは500兆円を突破する事態こそ異常事態だと言わねばなりません。

2020年から3年が経過して、日本国民の生活実態は激変してしまいました。25年も続いた低賃金と実質賃金の低下がパンデミックの下で国民を窮乏の底に落とし込んでいます。

今、国内では大企業の賃上げのニュースが報道されていますが、これさえ野実質賃金の回復には至っていないという状況です。

日本経済の再生と根本的転換のためにも全国一律の最低賃金を早期に実現し、中小企業と農林水産業への支援強化を訴えて、賛成討論といたします。

○議長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

賛成多数です。したがって陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第8 発議第1号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について

を議題とします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

趣旨説明を求めます。

○8番

(大島 歩) 案文を朗読して提案に代えさせていただきます。

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書

第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は、住民の生活を圧迫し、小零細企業を中心に打撃を与え地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことがこれまで以上に重要になっている。2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、長野県では908円、最も低い県では853円に過ぎない。毎日8時間働いても年収160万~200万であり、東京都を除いて、働いているのに貧しいと言われるワーキング・プアの目安年収200万円に及ばない。これでは、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することは出来ない。地域別であるがゆえに、長野県と東京都では、同じ仕事でも時給で164円もの格差がある。この地域間格差は、15年で2倍に広がっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素である、その地域の労働者の「生計費」と「賃金」、「事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金が低い地域では、その現状の支払い能力や経済状況をもとに最低賃金が決められ、低いままとなる。また、最低賃金の高い地域は、低い地域を考慮し決められている。このように、地域別制度は、引上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部の流出を止めることも出来ず、最低賃金が低い地域

は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することは出来ない。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制を取っている。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会を作りたいと考える。

そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをして行くことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1、政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
- 2、政府は、最低賃金の引き上げが出来、経営が継続出来るように、中小企業、農林水産業の支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第2号 中川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○8番 (大島 歩) 発議第2号 中川村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、議会における個人情報の取扱いに関し重要な事項を規定するため提案するものです。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)において個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が改正され、全国の地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から各地方公共団体の条例ではなく、法律の適用を受けるようになりました。

しかし、議会においては改正後の法律が適用されないこととなり、法律が適応される執行側と適用されない議会側とで個人情報に関わる手続や取扱いに関して差異が生じることを避けるため、改正後の法律の規定に対応するよう条例を制定することとしたものです。

第1章の第1条では、この条例の目的を議会における個人情報の取扱いや議会が保有する個人情報の開示等について適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することとしています。

第2条では個人情報保護法と同じ内容の定義を定め、第3条では議会の責務を定めています。

第2章の第4条から第16条までは、個人情報保有の制限や利用目的の明示、利用及び提供の制限等、個人情報等の取扱いについて定めています。

第3章第17条は個人情報ファイルについて定めたもので、個人情報ファイルを作成し公表することを規定します。

第4章は、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めています。

第4章第1節の第18条から第30条までは個人情報の開示についての手続について定めています。

なお、第30条において、開示請求に関わる手数料については無料とし、実費について負担する旨を定めています。

第2節の第31条から第37条までは個人情報の訂正について、第3節第38条から第43条までは個人情報の利用停止について定めています。

第4節の第44条から第46条までは、開示請求等に関わる審査請求があった場合の手続について定めたものです。

第5章の第47条から第51条までは雑則について定めたもので、適用除外、個人情報等の取扱いに関する苦情処理等を規定したものです。

第6章の第52条から第56条までは、個人情報について正当な理由がないにもかかわらず個人情報を提供した場合などに罰則を定めたものです。

最後に附則ですが、この条例は令和5年4月1日から公布するものです。

説明は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、総務経済委員長及び厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件について委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本定例会の会議に付託された事件の審議は全て終了しました。

ここで村長の挨拶をお願いします。

○村 長 3月定例議会の閉会に当たりまして一言御挨拶をいたします。

2月28日から3月22日までの23日間の長い期間にわたる議案審議をいただき、大変お疲れのことと思います。

この中で本議会に提出いたしました21件の議案を全て可決いただきました。改めてお礼を申し上げます。

特に令和5年度一般会計予算につきましては、施政方針で御説明をいたしました子育て支援や流域治水関連事業の推進、地球温暖化対策、小中学校あり方検討委員会答申の具体化など5つの重点施策をはじめ、各種施策、事業予算について御承認をいただきました。

特別会計を含め、計画いたしました事業を着実に進めてまいりたいと思います。

また、新年度予算の執行に当たりまして議会からも提言をいただきました若者と妊娠期から高校卒業時までの子育てを村も全力で応援することを改めて宣言すると

もに、村議会にも賛同いただき、行政、村の産業全般、村民連携して2050年カーボンニュートラルに取り組む元年とする、村内外への宣言は、本議会終了後、議場において改めて行うことをこの場をお借りして表明いたします。

ロシアのウクライナへの軍事侵略が開始されてから1年と1か月がたとうとしておりますが、ロシア、ウクライナとも停戦に向けた動きはなく、ロシアが占領し、一方的に併合宣言をいたしましたウクライナ東部4州での戦闘が激化しており、NATO加盟国からの戦車、戦闘機の供与を境に、さらに激しい戦闘を呼ぼうとしております。

昨日、岸田総理大臣は、インド訪問後、ウクライナに飛びましてゼレンスキー大統領と会談し、ロシアの蛮行を非難するとともに、非軍事面での協力を表明したということが報道されております。

アメリカを中心とする日本を含む先進諸国と、ロシアと周辺の旧ソ連邦構成国等との対立の先鋭化に加えて、東アジアの大国である中国の覇権的な動向が激しくなっておりまして、混迷を深める状況が世界を取り巻いているという思いであります。

令和5年度の国家予算は衆議院での可決をもって成立をいたしました。5年間で43兆円と防衛費を増やす、その中身が敵基地攻撃力を補完するものであることの是非を含む議論がまだまだ不十分であること、専守防衛から大きくかじを切ることとなった完全保障関連3文書の改定の政府の十分な説明と議論が今まさに必要であるというふうに思っております。

新型コロナウイルス新規の感染者が減少し終息に向かっていることを受けまして、3月13日から新型コロナウイルス感染防止のためのマスクの着用は個人の判断に任せることとなりました。

3年ぶりに、私をはじめ、議会議員の皆様、学校関係者等、地域住民の列席の下での小中学校卒業式が挙行されまして、卒業生の門出をお祝いしてまいりました。コロナ禍は、リモート、オンライン学習の進展につながった反面、児童生徒同士の触れ合う時間と期間が思うように取れなかったようではありますが、今年度の卒業式を境に、卒業生、在校生とも本来の学校生活を送ることができるとすると、村民全体で祝う卒業式の意義、よさを改めて感じてまいりました。

久しぶりに初冬から寒さが厳しく、南岸低気圧の影響で大雪に見舞われました今年の冬も、今月から非常に暖かい日が続く、大草城址公園の桜の開花が3月22日と予想され、私の経験では過去最も早い年々の1つになりそうであります。

3月25日から大草城址公園で咲く楽市が開かれますので、満開の中でのにぎやかな花見ができそうであります。坂戸橋周辺の桜を楽しむことに代えて、村民の皆様には大草城址公園にお出かけいただきたいと思っております。

議員各位におかれましては、観桜、小さな集まり、親しい人の中での年度末の小宴会など、村内景気の再浮揚にもお力をお貸しいただきますことと、4月の統一地方選挙、県議会議員選挙における立候補予定者の活発な政策議論、訴えに関係される議員の皆様も多いと存じますが、健康には特に留意され新年度を迎えられることを併せてお願いし、3月定例議会閉会に当たっての御挨拶とします。

○議長 長 長期間の御審議、お疲れさまでございました。
また、大変ありがとうございました。
これで本日の会議を閉じます。
以上で令和5年3月中川村議会定例会を閉会とします。
御苦労さまでした。
○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
[午後3時18分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____